

訴訟のタイプと事件類型

木 下 麻奈子

概 要

本稿では、2014年訴訟記録調査の分析結果から、訴訟の当事者がどのようなプロセスを経て、いかなる結果を得ているかを検討した。その結果、まず2004年終局事件と、法人同士の事件を除いた2014年終局事件を比較したところ、両者の動向には大きな違いはなく、いずれにおいても土地・建物の明渡し、貸金、立替金・求償金、交通事故以外の損害賠償が多いことがわかった。ただし2014年終局事件では、過払金訴訟が大幅に増加していた。次に、クラスター分析を用いて訴訟のタイプを類型化した結果、「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」、「自然人定型タイプ」の4つの類型に分類できることが明らかになった。タイプ分けには、当事者の組合せと訴額の多寡が、大きく寄与していた。そして各訴訟のタイプを特徴づける事件類型があることが分かった。

キーワード

訴訟, 事件類型, 訴訟記録調査, 当事者, クラスター分析

I. はじめに

本稿では、2014年に終局した事件の訴訟記録を調査した結果（以下では、2014年訴訟記録調査と略すことにする）に基づき、日本の民事訴訟事件の特徴を示す。民事訴訟に関するデータを集約するに当たって、事件の客観的な属性に着目し、訴訟形態を類型化することが可能であることを示す。なお、本稿で民事訴訟事件という場合は、地方裁判所の民事第一審訴訟のことを指す。

社会科学で研究対象の動向を理解するためには、特定の要因間の因果関係を推定する以前に、その前提となる事実を明らかにすることが肝要である（森 2007: 160-161）。それらの

事実をデータとして蓄積し、体系化していくことによって、社会現象の探究が可能になる。この視点は、訴訟行動の研究においても重要である。しかし日本における従来の訴訟行動研究では、基本的なデータの蓄積は十分だとはいえない。とりわけ事件類型に関する情報は著しく少なく、事件類型ごとの訴訟行動について検討する段階には至っていない。

事件類型に関する公的統計の代表的なものは司法統計年報である。そこでは裁判所が扱う訴訟事件の種類が示されているが、細分化された類型は用いられていない¹。これとは別に、最高裁事務総局が公表している「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に掲載されている事件類型がある²。これは平成17年7月に公表されて以来、隔年に公表されている資料であるが、現時点で8回分の蓄積しかない³（なお、以下では、一連の報告書を「迅速化報告書」と呼び、報告書の回の数字を前につけて呼ぶことにする）。さらにこれらの公的統計には当事者属性に関する情報は含まれていない。こうした状況からうかがえるように、日本で民事訴訟事件に関する詳細な情報を得ること自体が困難なのである⁴。

そもそも事件類型をどのように扱うか、とくに同一事件に複数の標目⁵がある場合の扱い方は、訴訟記録に関する従来の調査で必ずしも一貫しておらず、分析上の課題とされている⁶。そのため、訴訟当事者に対して行った社会調査の回答を、事件類型に結合させて分析すること自体が困難となっている。

そこで本稿では、第一に後継の調査と比較ができるよう、事件類型を扱うための方針の

- 1 司法統計年報では、多くの集計で「金銭を目的とする訴え」、「建物を目的とする訴え」、「土地を目的とする訴え」、「その他の訴え」という分類を用いている（例として平成26年度版の第8表、第27表）。また一部の集計表では「金銭を目的とする訴え」の内訳を示し、「建築請負代金等」、「建築瑕疵による損害賠償」、「医療行為による損害賠償」、「公害による損害賠償」、「労働に関する訴え」、「知的財産権に関する訴え」、「その他」の分類を用いている（例として平成26年度版の第19表、第24表）。ところが「金銭を目的とする訴え」のほとんどが「その他」であるにもかかわらず、その内容が不明な形で集計されている。一方、簡易裁判所が扱う少額訴訟についてみると、司法統計年報（民事・行政）平成26年度版の第9表「少額訴訟既済事件数—事件の種類及び終局区分別—全簡易裁判所」では、金銭を目的とする訴えについて、売買代金、貸金、立替金・求償金等（信販関係事件に限る）、交通事故による損害賠償、その他の損害賠償、手形・小切手金という分類を行っている。
- 2 最高裁判所の『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』は、詳細な情報が掲載された貴重なものである。ただし複数の請求がある事件を、どのようにカウントして事件類型を作成したかについては記載がないので不明である。
- 3 第1回の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」は、平成17年7月15日に公表されている。第1回の報告書では平成16年1月から12月までに終局した事件が対象とされている。また迅速化に焦点を当てているため、審理期間が長期化する傾向のある事件については、詳細な検証が行われている。
- 4 訴訟の動向についての公的統計以外の調査研究として、菅原郁夫教授が中心となって行っている民事訴訟利用者に対する民事裁判制度についての一連の意識調査（民事訴訟制度研究会編2007；2012；2018）および、2次分析の研究等（佐藤、菅原、山本編2006）がある。さらに本研究の先行研究である2004年訴訟記録調査（フット、太田編2010）がある。
- 5 標目とは、訴訟記録の表紙に裁判所書記官が記入した事件名を指す。
- 6 木下（2010）では、事件類型と訴訟へのニーズの関係について検討した。そこでの分析では、事件名は、当事者の認識したものである。なお分析に当たっては、単一の事件名を持つものを対象としている。

一つを示す。それゆえ本稿では、2014年終局事件のデータをリコードした方法を敢えて記述することにする。第二に、2014年訴訟記録調査で得られた事件の属性に関するデータを検討した上で、多変量解析を用いて、訴訟に関する類型化（タイプ分け）を試みる。タイプ分けの結果、日本の民事訴訟の動向を理解するには、当事者の属性や訴訟額等が重要な役割を果たすことを示す。

本稿では、まずⅡで標目の分類と特徴について述べる。次に、Ⅲで2014年終局事件の特徴の概要について、Ⅳで訴訟をタイプ分けすることについて検討し、日本の民事訴訟の特徴について明らかにする。そして最後に、Ⅴで本稿の分析をまとめる。

Ⅱ. 標目の分類と特徴

1. 標目の状況

2014年訴訟記録調査では、訴訟記録の表紙に書記官が記入した事件の標目を記録した。標目は、①貸金関係、②保証関係、③売買代金関係、④立替金・求償金関係、⑤契約関係の損害賠償、⑥請負関係、⑦交通事故関係、⑧交通事故以外の損害賠償、⑨家賃・地代関係、⑩土地・建物の所有権、⑪土地・建物の明渡し、⑫土地・建物登記関係、⑬相続関係、⑭不当利得返還（過払金を含む）、⑮労働、⑯債務不存在確認、⑰預託金、⑱手形、⑲境界確定、⑳その他、の計20である。各標目は独立した項目であり、多重回答が可能となっている。標目の重複件数は最大5つであったので、標目1から標目5を設けリコードした。

リコードの方法は、上記の20の標目に順に1から20のコード番号をつけ、該当した標目のコード番号の小さい順に、標目1から標目5に値を与えた。たとえば、ある事件で「貸金関係」の標目が該当した場合は、標目1は「貸金関係」としてコード番号「1」を与えた。その事件で、他の標目の項目に該当するものがなければ、標目2以下はすべて「0」となる。他方、その事件が「保証関係」、「売買代金関係」には該当しなかったが「立替金・求償金関係」には該当する場合は、標目2は「立替金・求償金関係」（コード番号「4」）となる。このように、標目1は、各事件で標目に割当てたコード番号の数値のなかで最も小さいものが入力されているにすぎず、事件の特徴を代表するものではないことに注意してほしい。

5つの標目の分布は、表1のとおりである。この表は、一事件に複数の請求がある場合も含めて、2014年に終結した訴訟の請求の全体像を示したものである。延件数をみる

表 1 5つの標目の分布 (件数)

	コード番号	標目 1	標目 2	標目 3	標目 4	標目 5	延件数
貸金関係	1	142	0	0	0	0	142
保証関係	2	78	41	0	0	0	119
売買代金関係	3	24	6	0	0	0	30
立替金・求償金関係	4	123	25	3	0	0	151
契約関係の損害賠償	5	57	7	0	0	0	64
請負関係	6	50	6	0	0	0	56
交通事故関係	7	130	3	0	0	0	133
交通事故以外の損害賠償	8	173	34	2	0	0	209
家賃・地代関係	9	195	38	6	0	0	239
土地・建物の所有権	10	8	3	0	0	0	11
土地・建物の明渡し	11	53	185	35	3	0	276
土地・建物登記関係	12	33	6	1	0	0	40
相続関係	13	32	18	2	0	0	52
不当利得返還 (過払金を含む)	14	259	19	7	1	0	286
労働	15	30	30	6	1	0	67
債務不存在確認	16	5	19	2	0	0	26
預託金	17	9	1	1	0	0	11
手形	18	2	0	0	0	0	2
境界確定	19	1	0	0	0	0	1
その他	20	97	155	111	30	3	396
合計		1,501	596	176	35	3	2,311

と、多い順に、「その他」⁷、「不当利得返還 (過払金を含む)」、「土地・建物の明渡し」、「家賃・地代関係」、「交通事故以外の損害賠償」である。

2. 標目の再分類

日本の民事訴訟の事件の動向を捉える際には、標目の扱い方が課題となる。その扱い方としては、①標目が一種類しかない事件だけを取り上げる、②標目が重複している事件も対象に含めて、標目の延件数を用いる、③標目を組み合わせて再分類する、の3つが考えられる。①の方法を用いると、一定の重複関係にある事件を過小評価することになる。また②を用いると事件ごとの特徴を一義的に定義できなくなる。そこで本稿では③の方法で分析する。

標目について詳しくみると、1,501件の全事件のうち、単一標目の事件は905件あり、重複関係があるのは、残りの596件である。重複関係のある事件のうち、標目が4つ以上

7 標目に「等」と記載があるものは、「その他」にも該当するものとした。そのため「その他」に該当する事件が多くなっている。

あるものは35件（そのうち標目が5つあるものは3件のみ）であった。言い換えると、3つの標目で1,466件、全体の約98%の事件の特徴が捉えられることになる。また標目3も、6割強が「その他」であるので、標目1と標目2の重複関係を整理すれば、各事件の特徴を一義的に示すことができる。標目の関係について、分割表を作成して調べたところ、特定の標目の組合せが重複していることがわかった。

そこで1つの標目だけでその事件の特徴を捉えることを目標として、次の方針のもとに再分類を行った。なお、混乱を避けるために、再分類後の標目は「事件名」と呼ぶことにする。

- (i) 標目1だけの事件は、その標目1を事件名1とする。
- (ii) 標目が2つだけあり、かつ標目2が「その他」の事件は、標目1を事件名1とする。
- (iii) 重複した標目については、訴訟記録の内容を精査し、個別の方針に基づいて事件名1に当てはめた（詳しい方針については注を参照してほしい）⁸。

この方針のもとに2014年訴訟記録調査の全事件の標目を再分類した結果が、表2-1で

8 標目1と標目2、標目2と標目3のクロス表を調べると、標目の重複にはある程度の法則性が見出せた。重複数が多かったものについて、標目を事件名にリコードした方針を以下に示す。なお、リコードするかの最終的な判断は、事案の概要を精査して決定した。

①保証関係が、立替・求償関係と重複する場合は、その事件内容を精査した上で、事件名1を立替・求償関係、事件名2を保証関係とした。同様に保証関係が、家賃・地代関係と重複する場合は、事件名1を家賃・地代関係、事件名2を保証関係とした。保証関係が貸金関係と重複する場合は、その事件内容を精査した上で、事件名1を貸金関係、事件名2を保証関係とした。

②保証関係を含む事件で、保証あるいは連帯保証が主たる請求の場合は事件名1を保証関係とした。また、連帯保証人に対してだけ請求を行っているものは、事件名1を保証関係とした。

③交通事故の事案で、交通事故関係の損害賠償と保険会社の求償が併合されている場合は、事件名1を交通事故関係、事件名2を立替金・求償金関係とした。

④家賃・地代関係と土地・建物の明渡しの両者が重複しているものは、事件名1に土地・建物の明渡し、事件名2に家賃・地代関係としてリコードした。なお、重複がなく、家賃・地代関係だけに該当しているものは、事件名1を家賃・地代関係とした。

⑤土地・建物の明渡し、未払家賃請求、保証会社の求償の3つの請求がある事件は、事件名1に土地・建物の明渡し、事件名2に立替金・求償金関係、事件名3に家賃・地代関係とした。

⑥未払家賃請求、土地・建物の明渡し、損害賠償（約定賠償金の支払い請求）は、事件名1を土地・建物の明渡し、事件名2を契約関係の損害賠償、事件名3を家賃・地代関係とした。

⑦不法行為に基づく損害賠償と契約関係の損害賠償の請求が競合している場合は、事件名1を不法行為に基づく損害賠償、事件名2を契約関係の損害賠償とした。

⑧労働関係では、原則的に事件1を請求の内容、事件2を労働とした。たとえば、職場での安全配慮義務違反による損害賠償請求のような事件は、事件名1に契約関係の損害賠償、事件名2に労働とした。その他、解雇予告手当、未払賃金、不当解雇に基づく損害賠償請求の3つを求める事件も同じである。ただし、地位確認を求める場合は、事件名1を労働とした。

⑨相続が土地・建物の登記関係と重複する場合は、事件内容を精査の上、事件名1を土地・建物登記関係、事件名2を相続とした。相続が不当利得返還と重複する場合は、事件名1を不当利得返還、事件名2を相続とした。

表 2-1 2014 年終局事件の事件名の分布（全事件）

	事件名 1		事件名 2		事件名 3		延件数	
	N	%	N	%	N	%	N	%
該当なし			905	(60.3)	1,325	(88.3)		
貸金関係	122	(8.1)	18	(1.2)	2	(0.1)	142	(6.2)
保証関係	23	(1.5)	62	(4.1)	33	(2.2)	118	(5.2)
売買代金関係	27	(1.8)	3	(0.2)			30	(1.3)
立替金・求償金関係	140	(9.3)	11	(0.7)	1	(0.1)	152	(6.7)
契約関係の損害賠償	43	(2.9)	16	(1.1)	6	(0.4)	65	(2.9)
請負関係	43	(2.9)	10	(0.7)	3	(0.2)	56	(2.5)
交通事故関係	122	(8.1)	11	(0.7)			133	(5.9)
交通事故以外の損害賠償	179	(11.9)	26	(1.7)	4	(0.3)	209	(9.2)
家賃・地代関係	20	(1.3)	208	(13.9)	10	(0.7)	238	(10.5)
土地・建物の所有権	6	(0.4)	4	(0.3)	1	(0.1)	11	(0.5)
土地・建物の明渡し	273	(18.2)	3	(0.2)			276	(12.1)
土地・建物登記関係	37	(2.5)	3	(0.2)			40	(1.8)
相続関係	24	(1.6)	24	(1.6)	4	(0.3)	52	(2.3)
不当利得返還（過払金を含む）	279	(18.6)	5	(0.3)	1	(0.1)	285	(12.5)
労働	31	(2.1)	34	(2.3)	1	(0.1)	66	(2.9)
債務不存在確認	21	(1.4)	5	(0.3)			26	(1.1)
預託金	11	(0.7)					11	(0.5)
手形	2	(0.1)					2	(0.1)
境界確定	1	(0.1)					1	(0.0)
その他	97	(6.5)	153	(10.2)	110	(7.3)	360	(15.8)
合計	1,501	(100.0)	1,501	(100.0)	1,501	(100.0)	2,273	(100.0)

ある⁹。

2014 年に終局した事件を再分類した結果、事件名 1 で件数の多かった事件は、「不当利得返還（過払金を含む）」、「土地・建物の明渡し」、「交通事故以外の損害賠償」である。それに続いて、「立替金・求償金関係」、「交通事故関係」、「貸金関係」が多い。

なお延件数では、「家賃・地代関係」の割合も多くなっている。その理由は、「土地・建物の明渡し」事件の大多数は、「家賃・地代関係」も同時に請求しているので、データをコーディングする際に、これらの事件では「土地・建物の明渡し」を事件名 1 に、「家賃・地代関係」を事件名 2 としたためである。

また 2014 年訴訟記録調査では、事件の内容を精査して、各事件が「過払金」、「奨学金」、「譲受債権」事件に該当するかどうかを確認した。その結果、「過払金」事件は 249

9 表 1 と表 2 で、各項目の延件数が異なる理由は、事件の内容を精査した結果、他の項目に細分類することになった事件が若干あったためである。

件、「奨学金」事件は22件¹⁰、「譲受債権」事件は52件であった¹¹。これらの数値はサンプルサイズ1,501のうちの件数であるので、実際の訴訟件数はその100倍近いと推定される。

この表2-1のデータと、第6回迅速化報告書（最高裁判所事務総局2015b）の平成26年既済事件の種類ごとの既済件数¹²を比較してみよう。第6回迅速化報告書では、売買代金は1.6%、貸金は5.5%、交通損害賠償は8.6%であり、一方、2014年訴訟記録調査（表2-1）では順に1.8%、8.1%、8.1%と数値が近い。ところが第6回迅速化報告書では、立替金は1.4%であるが、2014年訴訟記録調査（表2-1）では立替金・求償金関係は9.3%であり、数値が一致しているとは必ずしも言い切れない。

これらの違いが生じた理由は、次の2点によるものと考えられる。一つは、調査対象の違いである。2014年訴訟記録調査では、民事第一審地裁の本庁のみを対象としてサンプリングを行っているが、最高裁は地裁の支部も対象としている。もう一つは、事件の分類基準が異なることである。たとえば不動産に係る事件について例に挙げると、前述のように2014年訴訟記録調査では、家賃・地代関係、土地・建物の所有権、土地・建物の明渡し、土地・建物登記関係の4つに分けている。それに対し、第6回迅速化報告書の建物には¹³、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれているうえに、土地は別のカテゴリーである。さらに訴訟記録調査によると、建物の明渡しと家賃の請求は、一つの事件でセットになっていることが多いが、第6回迅速化報告書では、建物の明渡しは建物に含め、家賃の請求は金銭のその他に含めている¹⁴。立替金・求償金関係についても同様の問題があると推測される。迅速化報告書は極めて貴重な資料であるので、請求が複数ある事件の類型をどのように一義的に分類しているかといった司法統計に関するデータの扱い方についての情報が開示されることや、個人情報に留意する必要があるもののデータへのオープンアクセスが望まれる。

10 「奨学金事件」は、事件名1の貸金事件の16.4%、保証関係事件の8.7%を占めていた。

11 「譲受債権」事件は、事件名1の貸金事件の16.4%、保証関係事件の30.4%、立替金・求償金事件の13.6%を占めていた。

12 第6回迅速化報告書（最高裁判所事務総局2015b）の27頁に掲載されている表に基づく。

13 第6回迅速化報告書の「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」編の24頁の注3に建物に含まれている事件の詳細が記されている。なお、同報告書の27頁では、建物16.5%、土地5.6%、合計22.1%であるが、2014年訴訟記録調査では、家賃・地代関係1.3%、土地・建物の所有権0.4%、土地・建物の明渡し18.2%、土地・建物登記関係2.5%、合計22.4%であり、両者の合計値はほぼ一致している。

14 この他に、損害賠償の分類の仕方についても、同様の違いがある。第6回迅速化報告書（最高裁判所事務総局2015b:27）では、「その他の損害賠償」に、この表に列挙されている建築瑕疵損害、交通損害、医療損害、公害損害の4項目を除く、不法行為に基づく損害賠償と、契約関係の損害賠償が含まれている。

3. 2004 年終局事件との比較

次に、2014 年終局事件の事件名と 2004 年終局事件の標目コードを比較した。2004 年終局事件を調査した際は、法人同士の事件は対象としなかったため、比較のために 2014 年終局事件から法人同士の事件を除外した事件名の分布表（表 2-2）を作成した。

表 3 は、2004 年訴訟記録調査のデータを用いて筆者が作成したので、標目コード 1 から 3 までを掲載している¹⁵。なお本稿では、2004 年終局事件の表で使用されている事件の名称は、データに付されている元のラベルをそのまま用いているので、河合（2010: 7）に掲載されている表とは表記が異なる。

表 2-2 2014 年終局事件の事件名の分布（法人同士の事件を抜いた事件数）

	事件名 1		事件名 2		事件名 3		延件数	
	N	%	N	%	N	%	N	%
該当なし			814	(59.3)	1,208	(88.0)		
貸金関係	116	(8.4)	17	(1.2)	2	(0.1)	135	(6.4)
保証関係	20	(1.5)	60	(4.4)	33	(2.4)	113	(5.4)
売買代金関係	13	(0.9)	2	(0.1)			15	(0.7)
立替金・求償金関係	135	(9.8)	10	(0.7)	1	(0.1)	146	(7.0)
契約関係の損害賠償	29	(2.1)	14	(1.0)	6	(0.4)	49	(2.3)
請負関係	25	(1.8)	7	(0.5)	1	(0.1)	33	(1.6)
交通事故関係	120	(8.7)	11	(0.8)			131	(6.2)
交通事故以外の損害賠償	163	(11.9)	23	(1.7)	4	(0.3)	190	(9.1)
家賃・地代関係	15	(1.1)	199	(14.5)	9	(0.7)	223	(10.6)
土地・建物の所有権	6	(0.4)	4	(0.3)	1	(0.1)	11	(0.5)
土地・建物の明渡し	263	(19.2)	2	(0.1)			265	(12.6)
土地・建物登記関係	34	(2.5)	3	(0.2)			37	(1.8)
相続関係	24	(1.7)	24	(1.7)	4	(0.3)	52	(2.5)
不当利得返還（過払金を含む）	273	(19.9)	5	(0.4)	1	(0.1)	279	(13.3)
労働	31	(2.3)	33	(2.4)	1	(0.1)	65	(3.1)
債務不存在確認	20	(1.5)	5	(0.4)			25	(1.2)
預託金	8	(0.6)					8	(0.4)
手形							0	(0.0)
境界確定	1	(0.1)					1	(0.0)
その他	77	(5.6)	140	(10.2)	102	(7.4)	319	(15.2)
合計	1,373	(100.0)	1,373	(100.0)	1,373	(100.0)	2,097	(100.0)

15 本稿の表 3 を作成するに当たって、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターに利用申請した科学研究費・特定領域研究の訴訟行動調査のデータを用いた。先行研究に掲載されている表（河合 2010: 7）は、本稿の表 3 の標目コード 1 だけを掲載したものであるが、本稿表 2-2 と比較するために、それに標目コード 2 の件数、標目コード 3 の件数、延件数、各標目の割合を加筆して作成した。なお河合（2010: 7）の表 2 では、事件の度数の合計が 1,132 となっているが、正しい合計は 1,130 である。

表3 2004年終局事件の標目の分布

	標目コード1		標目コード2		標目コード3		延件数	
	N	%	N	%	N	%	N	%
該当なし			821	(85.4)	921	(97.7)		
貸金	127	(11.2)	4	(0.4)			131	(10.1)
保証	53	(4.7)	9	(0.9)	1	(0.1)	63	(4.9)
売買代金	21	(1.9)	1	(0.1)	1	(0.1)	23	(1.8)
立替金・求償金	112	(9.9)	12	(1.2)			124	(9.6)
契約損害賠償	37	(3.3)	1	(0.1)			38	(2.9)
請負	21	(1.9)	1	(0.1)			22	(1.7)
交通事故損害賠償	73	(6.5)	1	(0.1)			74	(5.7)
その他損害賠償	142	(12.6)	7	(0.7)	1	(0.1)	150	(11.6)
家賃・地代	16	(1.4)	17	(1.8)			33	(2.6)
不動産所有権	9	(0.8)	6	(0.6)			15	(1.2)
不動産明渡	249	(22.0)	12	(1.2)	15	(1.6)	276	(21.4)
不動産登記	36	(3.2)	6	(0.6)	1	(0.1)	43	(3.3)
離婚	2	(0.2)	1	(0.1)			3	(0.2)
相続	19	(1.7)	6	(0.6)			25	(1.9)
不当利得返還	51	(4.5)	9	(0.9)	1	(0.1)	61	(4.7)
預託金返還	12	(1.1)	1	(0.1)			13	(1.0)
債務不存在確認	16	(1.4)	10	(1.0)	1	(0.1)	27	(2.1)
労働	24	(2.1)	3	(0.3)			27	(2.1)
手形小切手	7	(0.6)	2	(0.2)			9	(0.7)
境界確定	5	(0.4)	2	(0.2)			7	(0.5)
その他	98	(8.7)	29	(3.0)	1	(0.1)	128	(9.9)
合計	1,130	(100.0)	961	(100.0)	943	(100.0)	1,292	(100.0)

2004年に終局した事件では、標目コード1では、「不動産明渡（2014年終局事件の「土地・建物の明渡し」）」、「その他損害賠償（2014年終局事件の「交通事故以外の損害賠償」）」、「貸金」、「立替金・求償金」が占める割合が高い（表3）。

2004年終局事件の標目の分布（表3）と、2014年終局事件から法人同士の事件を抜いた事件名の分布（表2-2）を比較すると、共通点はいずれにおいても「土地・建物の明渡し」、「交通事故以外の損害賠償」、「貸金」、「立替金・求償金」が多いことである¹⁶。

他方、両者には次の点で差異がみられる。第一に、2014年終局事件の事件名の分布表（表2-2）に、「離婚」事件がないことである。理由は、人事訴訟法が2004年4月1日から施行されたため、2014年訴訟記録調査では離婚事件が調査の対象から外れたためである。

16 2004年訴訟記録調査の標目については、全事件についての内容を精査してリコーディングが行われたが、その手続に関する資料はなく、本稿が行ったリコーディング方法とは一致しない可能性がある。たとえば土地・建物の明渡しは、家賃・地代関係とセットになっていることが多いが、2004年終局事件での延件数は少ない。

第二に、2014年終局事件では、2004年終局事件に比べて交通事故の占める割合が若干増加している。

第三に、2014年終局事件では、2004年終局事件に比べて貸金関係の占める割合が若干減少している。

第四に、「不当利得返還」請求事件が、2014年終局事件では2004年終局事件に比べて、大幅に増加している。

ここで過払金訴訟の特徴について、簡単に述べておこう。2014年訴訟記録調査では、「不当利得返還」請求事件のうち、自然人の原告が法人の被告を訴えているものを過払金訴訟としてリコードし¹⁷、件数を調べている。それによると、上述したように「不当利得返還」請求事件286件のうち、9割弱（249件）が過払金訴訟に該当した。終局状況については、約6割（151件）が、訴えの取下げで終局している。また判決で終局する事件は2割弱（42件）であり、他の事件と比較して少ない。訴額は、200万円から500万円の範囲にある事件が多い。

なお、第6回迅速化報告書（最高裁判所事務総局 2015: 23）では、2014年の既済件数141,006件の37.6%（53,078件）が過払金等の事件であるとされている。ただし、ここでいう「過払金等事件」は、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付された事件を集計し（最高裁判所事務総局 2009: 24）、過払金以外の事件を含むものであることに、注意を払う必要があろう¹⁸。

17 過払金返還請求事件のダミー変数は、本研究プロジェクトのメンバーである、前田智彦教授が作成した。詳しくは飯田（2020: 21）を参照。

18 過払金についての最高裁判決は、最判平成15年7月18日（民集57巻7号895頁）以降変化を見せ（小野2018: 115；鎌野2013: 88-9）、最判平成16年2月20日（民集58巻2号475頁）等の複数の判決が出された。その流れの中で出された、最判平成18年1月13日（民集60巻1号1頁）が、事実上、貸金業規制法旧43条の「みなし弁済」規定の死文化をもたらし、同規定の廃止に繋がったと評価されているという（鎌野2013: 85-87）。第3回迅速化報告書（最高裁判所事務総局 2009: 24）においても、東京地裁本庁の民事通常事件（(ワ)号事件）の新受件数について、「不当利得返還請求事件が占める割合は、平成17年（2005年）以降、前年比120～160%の割合で増加している」との指摘がされている。したがって少なくとも東京地裁では、過払金訴訟が増加したのは平成17年以降と推測される。他方、全国の地裁については、第5回迅速化報告書（最高裁判所事務総局 2013: 21-22）は、民事第一審訴訟事件（地裁）の過払金等の新受件数を、平成15年で43,416件（既済は42,344）、平成16年で39,766件（既済は40,458）、平成17年で42,614件（既済は40,759）、平成18年で60,045件（既済は52,130）、さらに平成30年においても38,636件（既済は39,781）（最高裁判所事務総局 2019: 19）としている。第3回迅速化報告書（最高裁判所事務総局 2009: 24）にあるように、これらの件数は過払金訴訟以外の事件も含む、不当利得返還請求事件の件数であることに注意する必要がある。同様の注意は、弁護士白書（日本弁護士連合会 2019: 115）のグラフを見る際にも必要であろう。

Ⅲ. 2014 年終局事件の特徴

1. 原告と被告の組合せ

2014 年終局事件の特徴として、原告と被告の組合せ、一審の結果、訴額、審理期間の 4 点の概略をみてみよう。なお以下の分析では、上述した事件名 1 を用いる。

まず訴訟当事者の属性について調べた。原告と被告の組合せをみると、原告被告とも法人である事件は、全体の 1 割弱であり、他の組合せがいずれも 3 割前後ある（表 4）。なお、1 つの事件で当事者が複数いる場合に 1 人でも自然人が含まれている場合は、自然人として分類した。

表 4 原告と被告の組合せ

	%	(N)
原告被告とも法人	8.5	(128)
原告法人・被告自然人	33.7	(506)
原告自然人・被告法人	26.3	(395)
原告被告とも自然人	31.4	(472)
合計	100.0	1,501

事件別にみると（表 5）、原告被告とも自然人である割合が大きい事件は、「土地・建物の所有権」、「相続」、「交通事故関係」である。確かに「境界確定」でも多いが、事件数が 1 件なので一般的な傾向は不明である。原告被告とも法人の占める割合が大きい事件は、「売買代金関係」、「請負関係」、「契約関係の損害賠償」である。「手形」は 2 件しかないがどちらも法人同士の事件である。さらに法人が自然人を訴えている割合が大きい事件は、「立替金・求償金関係」、「保証関係」、「土地・建物の明渡し」、「貸金関係」である。原告が自然人で被告が法人の事件は、「不当利得返還」と「労働」である。

表5 事件と原告・被告の組合せの関係

	原告被告 とも法人	原告法人・ 被告自然人	原告自然人・ 被告法人	原告被告とも 自然人	合計	
					%	(N)
貸金関係	4.9	57.4	1.6	36.1	100.0	(122)
保証関係	13.0	65.2	4.3	17.4	100.0	(23)
売買代金関係	51.9	29.6	11.1	7.4	100.0	(27)
立替金・求償金関係	3.6	92.9	0.7	2.9	100.0	(140)
契約関係の損害賠償	32.6	25.6	20.9	20.9	100.0	(43)
請負関係	41.9	30.2	16.3	11.6	100.0	(43)
交通事故関係	1.6	13.9	0.8	83.6	100.0	(122)
交通事故以外の損害賠償	8.9	12.3	25.1	53.6	100.0	(179)
家賃・地代関係	25.0	30.0	15.0	30.0	100.0	(20)
土地・建物の所有権	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	(6)
土地・建物の明渡し	3.7	62.3	4.8	29.3	100.0	(273)
土地・建物登記関係	8.1	13.5	10.8	67.6	100.0	(37)
相続関係	0.0	0.0	8.3	91.7	100.0	(24)
不当利得返還（過払金を含む）	2.2	2.2	88.5	7.2	100.0	(279)
労働	0.0	3.2	80.6	16.1	100.0	(31)
債務不存在確認	4.8	19.0	9.5	66.7	100.0	(21)
預託金	27.3	9.1	27.3	36.4	100.0	(11)
手形	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	(2)
境界確定	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	(1)
その他	20.6	27.8	27.8	23.7	100.0	(97)

2. 一審の結果

一審の結果については、複数の請求が含まれている事件があるので、終局結果は多重回答となっている。そこで延件数をみると、そのうち4割強が判決で終了している（表6）。判決のほとんどで請求認容されている点が興味深い。また和解で終了する事件は延件数のうち3割強を占める（表6）。

事件別に比較すると、判決で終局している割合が高い事件は、「立替金・求償金関係」、「保証関係」、「土地・建物登記関係」、「土地・建物の明渡し」である（表7）。なお「土地・建物の所有権」も判決で終了している事件が多いが、事件数が6件にすぎないので、一般的な傾向は不明である。

和解で終局する割合が高い事件は、「労働」、「家賃・地代関係」、「交通事故関係」、「契約関係の損害賠償」である。

訴えの取下げでは、「不当利得返還（過払金を含む）」が多い。「債務不存在」（21件）と「境界確定」（1件）においても取下げが多いが、これらは事件数が少ないため断定的な結論は差し控えたい。

表6 一審の結果

一審結果	件数 (MA)	%
判決	684	43.4
うち 請求認容	471	29.9
請求一部認容	110	7.0
請求棄却	103	6.5
和解	543	34.5
訴えの取下げ	301	19.1
請求の認諾	9	0.6
訴え却下	8	0.5
訴状却下	7	0.4
その他	24	1.5
合計	1,576	100.0

表7 各事件で判決, 和解, 取下げが占める割合 (%)

	判決 (%)	和解 (%)	取下げ (%)	(N)
貸金関係	54.9	33.6	11.5	(122)
保証関係	73.9	26.1	4.3	(23)
売買代金関係	44.4	44.4	11.1	(27)
立替金・求償金関係	75.7	15.0	10.7	(140)
契約関係の損害賠償	44.2	53.5	2.3	(43)
請負関係	41.9	46.5	16.3	(43)
交通事故関係	36.9	55.7	7.4	(122)
交通事故以外の損害賠償	47.5	45.3	6.7	(179)
家賃・地代関係	30.0	60.0	15.0	(20)
土地・建物の所有権	66.7	0.0	16.7	(6)
土地・建物の明渡し	60.1	27.1	17.9	(273)
土地・建物登記関係	67.6	21.6	21.6	(37)
相続関係	41.7	37.5	25.0	(24)
不当利得返還 (過払金を含む)	18.3	35.8	58.8	(279)
労働	19.4	71.0	16.1	(31)
債務不存在確認	9.5	47.6	42.9	(21)
預託金	45.5	45.5	18.2	(11)
手形	0.0	0.0	0.0	(2)
境界確定	0.0	0.0	100.0	(1)
その他	48.5	37.1	12.4	(97)

注 各事件が、判決、和解、取下げそれぞれに該当した割合を示した。したがって、各事件の判決、和解、取下げの割合の合計は100%にならない。

3. 訴額

訴額については、半数近くが300万円以下の事件である（表8）。事件別にみると、訴額が200万円以下の事件が占める割合が多いのは、「土地・建物の明渡し」である（表9）。なお、1件しかない「境界確定」も200万円以下の事件である。両事件とも、金銭を目的とした事件ではないため、訴額が低いと考えられる。また1,000万円以上の事件が占める割合が多いのは、「相続関係」と「契約関係の損害賠償」である。

表8 訴額の分布

訴訟物の価額	N	%
200万円未満	491	32.7
200万円～300万円	225	15.0
300万円～500万円	231	15.4
500万円～1,000万円	225	15.0
1,000万円～5,000万円	249	16.6
5,000万円～1億円	48	3.2
1億円～5億円	28	1.9
5億円以上	4	0.3
合計	1,501	100.0

表9 事件と訴額の関係

	200万円 以下	200万円～ 300万円	300万円～ 500万円	500万円～ 1,000万円	1,000万円～ 5,000万円	5,000万円～ 1億円	1億円～ 5億円	5億円～ 10億円	合計 % (N)
貸金関係	15.6	18.0	18.9	17.2	23.8	4.1	2.5	0.0	100.0 (122)
保証関係	17.4	17.4	26.1	8.7	13.0	17.4	0.0	0.0	100.0 (23)
売買代金関係	29.6	14.8	7.4	25.9	18.5	0.0	3.7	0.0	100.0 (27)
立替金・求償金関係	21.4	17.9	18.6	20.7	18.6	2.1	0.7	0.0	100.0 (140)
契約関係の損害賠償	14.0	11.6	9.3	23.3	30.2	9.3	2.3	0.0	100.0 (43)
請負関係	18.6	14.0	23.3	27.9	16.3	0.0	0.0	0.0	100.0 (43)
交通事故関係	27.9	12.3	12.3	15.6	22.1	6.6	3.3	0.0	100.0 (122)
交通事故以外の損害賠償	20.1	9.5	19.0	14.5	24.6	6.7	4.5	1.1	100.0 (179)
家賃・地代関係	35.0	20.0	15.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0 (20)
土地・建物の所有権	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0 (6)
土地・建物の明渡し	70.3	12.1	7.3	5.9	4.0	0.0	0.0	0.4	100.0 (273)
土地・建物登記関係	40.5	16.2	8.1	10.8	16.2	2.7	5.4	0.0	100.0 (37)
相続関係	29.2	4.2	4.2	16.7	37.5	0.0	8.3	0.0	100.0 (24)
不当利得返還（過払金を含む）	25.1	22.2	20.1	15.4	14.7	1.8	0.7	0.0	100.0 (279)
労働	29.0	9.7	12.9	32.3	9.7	6.5	0.0	0.0	100.0 (31)
債務不存在確認	61.9	0.0	14.3	9.5	4.8	0.0	9.5	0.0	100.0 (21)
預託金	0.0	0.0	45.5	36.4	9.1	9.1	0.0	0.0	100.0 (11)
手形	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0 (2)
境界確定	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0 (1)
その他	29.9	16.5	13.4	14.4	19.6	3.1	2.1	1.0	100.0 (97)

4. 審理期間

審理期間をみると、4カ月以内に終了する割合が多い事件は、「保証関係」、「立替金・求償金関係」、「土地・建物の明渡し」である（表10）。他方、審理期間が1年6カ月以上かかる事件が多いのは、「契約関係の損害賠償」である。

表10 事件と審理期間の関係

	2カ月 以下	4カ月 以下	6カ月 以下	1年 以下	1年6カ月 以下	1年6カ月 超	合計 % (N)
貸金関係	28.3	34.2	15.0	15.0	3.3	4.2	100.0 (122)
保証関係	43.5	21.7	8.7	17.4	4.3	4.3	100.0 (23)
売買代金関係	14.8	25.9	7.4	14.8	22.2	14.8	100.0 (27)
立替金・求償金関係	36.0	39.7	5.1	14.0	2.2	2.9	100.0 (140)
契約関係の損害賠償	0.0	9.8	2.4	22.0	31.7	34.1	100.0 (43)
請負関係	14.6	9.8	12.2	19.5	19.5	24.4	100.0 (43)
交通事故関係	2.6	6.0	9.4	39.3	24.8	17.9	100.0 (122)
交通事故以外の損害賠償	7.4	7.4	14.2	22.2	19.9	29.0	100.0 (179)
家賃・地代関係	5.3	26.3	21.1	21.1	15.8	10.5	100.0 (20)
土地・建物の所有権	16.7	16.7	0.0	16.7	50.0	0.0	100.0 (6)
土地・建物の明渡し	39.2	39.2	9.1	7.2	1.5	3.8	100.0 (273)
土地・建物登記関係	10.8	29.7	10.8	21.6	13.5	13.5	100.0 (37)
相続関係	17.4	4.3	13.0	17.4	21.7	26.1	100.0 (24)
不当利得返還（過払金を含む）	11.5	28.5	25.2	25.6	5.6	3.7	100.0 (279)
労働	3.3	6.7	23.3	13.3	30.0	23.3	100.0 (31)
債務不存在確認	9.5	9.5	0.0	23.8	19.0	38.1	100.0 (21)
預託金	9.1	9.1	18.2	27.3	18.2	18.2	100.0 (11)
手形	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0 (2)
境界確定	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0 (1)
その他	19.6	16.3	9.8	22.8	14.1	17.4	100.0 (97)

IV. 訴訟のタイプ分けと特徴

1. 訴訟の4つのタイプ

これまでみてきたように、2014年訴訟記録調査で得たデータには多くの情報が含まれており、簡潔に全体像を把握するのが難しい。本節では、多変量解析を用いてその多様な情報を集約し、訴訟のタイプ分けを行う。

平成26年版の司法統計年報（最高裁判所事務総局2015a）によると、訴訟の7割は金銭を目的とする事件である。ただし、金銭を目的とするという類型であっても、「その他の金

「金を目的とする事件」に分類されているものが大半であるため、訴訟全体の動向や特徴を十分に捉えたことにはならない。

そこで2014年訴訟記録調査のデータを対象として、訴訟の特徴をその属性変数から捉えるために、非階層クラスター分析によるタイプ分けを行った¹⁹。分析に用いた変数は、原告被告組合せ、一審結果が判決であるか否か、一審結果が和解であるか、一審結果が取下げであるか、訴訟物の価額²⁰、審理期間²¹、裁判所の所在地²²、原告代理人の有無、被告代理人の有無、弁護士法人所属弁護士の有無の10の変数である。これらの変数には当事者の主観的要因は含まれていない。なお事件名（事件名1）は、分析結果を評価するために用いるので、クラスター分析自体には用いない。そのうちタイプ分けに特に有効だった要因は、次の5つである²³。

第1は、当事者の組合せである。原告が自然人であるか法人であるか、被告が自然人であるか法人であるかによって4つの組合せがある。このうち原告が自然人であるか法人であるかということが、タイプ分けをするのに大きな影響を与えた。

第2は、訴額である。訴訟のタイプ分けに、訴額の多寡が強く影響しており、訴額が300万円以下の事件が多いか、500万円以上の事件が多いかによってタイプが分かれている。

第3は、審理期間である。審理期間が、4カ月以下で終局するか、あるいは1年を超えた事件が多いかによって類型化されている。審理期間が短い事件でも、2カ月以下が多いか否かでタイプが分かれてくる。

第4は、第一審の終局結果である。判決で終局する割合が多いか、あるいは和解や取下げで終局する割合が多いかによりタイプが分かれている。

第5は、原告、被告に代理人がいる割合である。とくに被告に代理人がいる割合が、タイプ分けに大きく影響している。

これら5つの要因が、訴訟のタイプ分けにどのように寄与したかを示したのが、表11から表15である。

クラスター分析の結果、訴訟は「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法

19 分析に当たって欠測値はリストワイズした。その結果、有効数は1,458である。なおクラスター数は4に指定している。

20 訴額については、表8に記載されているカテゴリーを用いた。

21 審理期間については、表10に記載されているカテゴリーを用いた。

22 分析に当たっては、裁判所の所在地については、東京、大阪、名古屋、横浜、それ以外の地域の5分類したものをを用いた。

23 クラスター分析の結果、2014年訴訟記録調査のデータは、クラスター1のケース数は195、クラスター2は350、クラスター3は421、クラスター4は492に分類された。

人業務タイプ」,「自然人定型タイプ」の4つに分かれた。各訴訟タイプの特徴について、説明していこう。

まず1つ目の訴訟タイプを「法人争訟追求タイプ」と名付けた。このタイプは、原告である法人が、自然人あるいは法人を被告に、訴額が比較的大きい事件について、強く権利主張をしている訴訟類型である。

詳しくみると、原告が法人で被告が自然人である事件が6割近くであり、原告被告とも法人の事件が4割を占めている(表11)。訴額が500万円から5,000万円の範囲の事件が約半数を占めている(表12)。審理期間については、1年6カ月以上の事件が3割強を占めており、相対的に時間がかかる事件が多い(表13)。そして一審の結果が判決で終結したものが5割弱を占めている。和解は4割あるが、取下げは1割と少ない(表14)。そして原告の9割強に、被告の8割強に代理人がついている(表15)。弁護士の所属が法人事務所である割合は、1割強と少ない。

次のタイプを「自然人争訟追求タイプ」と名付けた。このタイプは、原告の自然人が、法人あるいは自然人を被告に、訴額が比較的大きい事件について、強く権利主張をしている訴訟類型だといえる。

「自然人争訟追求タイプ」では、全事件のうち原告が自然人で被告が法人の事件が4割、原告被告ともに自然人の事件が5割強であり、原告が法人の事件はまったく含まれていない(表11)。事件の7割が、訴額が500万円から5,000万円の範囲にある(表12)。審理期間も相対的に長く、1年6カ月以上のものが4分の1を占めている(表13)。「自然人争訟追求タイプ」の中で一審の結果が判決で終結したものが4割を占めている。そして和解は5割弱、取下げは2割弱を占めている(表14)。原告の9割強に代理人がついており、被告についても7割に代理人がいる(表15)。弁護士の所属が法人事務所である割合は、2割であり、他のタイプよりも多い。

第3の訴訟類型を、「法人業務タイプ」と名付けた。このタイプは、法人が、主として自然人を被告として行うタイプの訴訟だと推測される。業務として訴訟を行っているためか、弁護士に代理を頼まなくても訴訟遂行ができる法人も比較的多い。それに対し、被告は代理人を立てることもしていない。終局の仕方では、判決、それも請求認容で終了しているものが多い。

詳しくみると、「法人業務タイプ」では、原告が法人で被告が自然人である事件が9割弱を占めている(表11)。訴額は200万円以下の事件が5割弱を占め、全体的に低額の事件が多い(表12)。審理期間は、2カ月以下の事件が4割強、2カ月を超え4カ月以下のものも4割強を占め、終結する期間が非常に短い(表13)。一審の結果が判決で終結したものが6割強を占め、他のタイプよりも多い。和解で終結する割合は2割強と少ない。なお

取下げは1割強である(表14)。原告の7割強に代理人がついているが、他のクラスターに比べて少ない。また被告に代理人がついている割合が1割強と極めて少ない(表15)。弁護士が法人事務所である割合は、1割弱と少ない。

最後のタイプを「自然人定型タイプ」と名付けた。このタイプでは、自然人の原告が、自然人あるいは法人を被告として権利を主張する訴訟である。ただ訴額が低く審理期間が短いことから、一部は定型化された事件やそれほど複雑でない事件が多いと考えられる。

「自然人定型タイプ」では、原告が自然人で被告が法人の事件が5割弱、原告被告ともに自然人の事件が5割強を占めており、法人が原告の事件はまったくない(表11)。訴額については200万円以下が5割強、200万円から300万円の事件が2割強を占め、低額の事件が多い(表12)。審理期間は、2カ月以内に終結する事件が2割弱ある。9割弱の事件が1年以内に終結している(表13)。一審の結果が判決で終結したものは3割強と少ない。和解は3割強である。取下げは3割であり、すべてのタイプの中で最も多い(表14)。原告の8割強に代理人がついているが、他方、被告には4割弱しか代理人がついていない(表15)。弁護士が法人事務所である割合は、2割弱と他のタイプと比べて多い。

この分析結果をまとめたものが表16である。訴訟を分類する際、従来は、金銭を目的とする訴え、建物を目的とする訴え、土地を目的とする訴え等のように、訴えの対象を中心に分類されることが多い。それに対して、本稿の分析では、「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」、「自然人定型タイプ」といった訴訟の遂行方法の特徴を示す類型に分類できた。そして、これら4つのタイプは、まず当事者のうち原告が自然人か法人であるかによって、大きく2つの方向に分かれている。そして事件の訴額の多寡によりさらにタイプが分かれ、それに付随して審理期間、終局の仕方、代理人率の違いが影響していると推測できる。訴訟を類型化する方法には、さまざまな方法が考えられるが、この分類には、事件類型自体のデータも当事者の主観的なデータも用いられていない点が興味深い点である。

表11 訴訟のタイプと原告・被告の組合せの関係

	原告被告 とも法人	原告法人・ 被告自然人	原告自然人・ 被告法人	原告被告 とも自然人	合計 % (N)
法人争訟追求タイプ	41.0	59.0			100.0 (195)
自然人争訟追求タイプ			43.4	56.6	100.0 (350)
法人業務タイプ	10.5	89.5			100.0 (421)
自然人定型タイプ			47.2	52.8	100.0 (492)

表 12 訴訟のタイプと訴額の関係

	200万円 以下	200万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500万円 ～ 1,000万円	1,000万円 ～ 5,000万円	5,000万円 ～ 1億円	1億円 ～ 5億円	5億円 ～ 10億円	合計 %	(N)
法人争訟追求タイプ	9.7	13.8	11.8	17.4	31.3	9.2	5.6	1.0	100.0	(195)
自然人争訟追求タイプ		1.4	13.4	31.7	40.6	7.7	4.6	0.6	100.0	(350)
法人業務タイプ	46.3	17.1	15.2	11.9	8.8	0.7			100.0	(421)
自然人定型タイプ	53.7	23.8	18.5	4.1					100.0	(492)

表 13 訴訟のタイプと審理期間の関係

	2カ月 以下	4カ月 以下	6カ月 以下	1年 以下	1年6カ月 以下	1年6カ月 超	合計 %	(N)
法人争訟追求タイプ		6.2	10.8	26.2	24.1	32.8	100.0	(195)
自然人争訟追求タイプ	5.1	7.4	13.1	29.1	19.7	25.4	100.0	(350)
法人業務タイプ	43.0	43.5	6.9	6.7			100.0	(421)
自然人定型タイプ	17.7	27.0	19.5	21.7	9.3	4.7	100.0	(492)

表 14 訴訟のタイプと一審終局結果の関係

	判決 (%)	和解 (%)	取下げ (%)
法人争訟追求タイプ	48.2	42.6	10.3
自然人争訟追求タイプ	40.0	47.1	18.3
法人業務タイプ	63.2	22.8	13.8
自然人定型タイプ	34.8	36.2	30.3

注 各訴訟のタイプが、判決、和解、取下げそれぞれに該当した割合をまとめて示した。したがって、各事件の判決、和解、取下げの割合の合計は100%にならない。

表 15 訴訟のタイプと原告・被告の代理人率の関係

	原告代理人率 (%)	被告代理人率 (%)
法人争訟追求タイプ	94.9	84.1
自然人争訟追求タイプ	94.0	70.9
法人業務タイプ	74.6	15.0
自然人定型タイプ	80.1	38.8

注 各訴訟のタイプの原告代理人率と被告代理人率を示した。したがって、原告代理人率と被告代理人率の合計は100%にならない。

表 16 訴訟のタイプの特徴（抜粋）

	原告と被告の組合せ	訴額	審理期間	終局の仕方	原告 代理人率	被告 代理人率
法人争訟 追求タイプ	原告法人・被告法人か、 原告法人・被告自然人	5 弱割が 500 万円～ 5,000 万円	6 弱割が 1 年超	5 弱割が判決 4 割強が和解	95%	84%
自然人争訟 追求タイプ	原告自然人・被告自然人か、 原告自然人・被告法人	7 割が 500 万円～ 5,000 万円	5 弱割が 1 年超	4 割が判決 5 弱割が和解	94%	71%
法人業務 タイプ	原告法人・被告法人か、 原告法人・被告自然人	6 弱割が 300 万円 以下	9 弱割が 4 カ月以内 に終局	6 割強が判決 2 割強が和解	75%	15%
自然人 定型タイプ	原告自然人・被告自然人か、 原告自然人・被告法人	8 弱割が 300 万円 以下	5 弱割が 4 カ月以内 に終局	3 割強が判決 3 割強が和解 3 割が取下げ	80%	39%

2. 訴訟のタイプと事件類型

次に、「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」、「自然人定型タイプ」の4つに分類した訴訟のタイプが、実際の事件名とどのような関係にあるかを調べた（表 17）。

訴訟のタイプと事件名の関係について分割表を作成して調べ、残差分析を行った結果、「法人争訟追求タイプ」において、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられた事件で、他のタイプより多いものは、保証関係、売買代金関係、立替金・求償金関係、契約関係の損害賠償、請負関係、家賃・地代関係、その他である。一方、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられたが、他のタイプに比べて少ない事件は、土地・建物の明渡し、不当利得返還であった。

とくに、「法人争訟追求タイプ」の占める割合が多かった事件は、契約関係の損害賠償、売買代金関係、請負関係である。いずれの事件も原告の法人が、債権の回収や損害賠償を強く追求する事件であり、争訟性が高い。それゆえ、審理期間も長引く傾向にあると推測される。ただし、「法人争訟追求タイプ」が全事件で占める割合は13%にすぎないので、訴訟の進行に過度の負担になってはいないように思われる。

「自然人争訟追求タイプ」において、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられた事件で、他のタイプより多いものは、交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、相続関係、不当利得返還、労働である。一方、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられたが、他のタイプに比べて少ない事件は、保証関係、売買代金関係、立替・求償金関係、土地・建物の明渡しである。

とくに「自然人争訟追求タイプ」が占める割合が多い事件は、交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、相続関係、労働である。これらの事件は、原告の自然人が、訴額の大きい問題について自分の権利を強く追求するため、審理期間も長引く傾向にある事件だといえよう。このうち交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、労働は、第6回迅速化報告書（最高裁判所事務総局 2015b）の資料 2-1-1 においても、平均審理期間が1年を超えている事件である。

興味深いことに、不当利得返還事件の3分の1ほどの事件が、「自然人争訟追求タイプ」である。これらはすべて訴額が大きい過払金事件であり、その8割強の訴額が500万円以上5,000万円以下であった。因みに、訴額が1億円を超える事件もあったが、300万円以下の過払金事件はまったくない。

「法人業務タイプ」で、残差分析の結果、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられ、かつ他のタイプより割合が高かった事件は、貸金関係、保証関係、立替金・求償金関係、土地・建物の明渡しである。一方、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられたが、他のタイプより少ない事件は、契約関係の損害賠償、交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、土地・建物登記関係、相続関係、不当利得返還、労働、債務不存在確認である。

とくに「法人業務タイプ」に該当している割合が多い事件は、立替金・求償金関係であり、その8割強が「法人業務タイプ」である。債権回収会社（サービサー）が関わる事件が多いと思われる。また土地・建物の明渡しでも6割強が「法人業務タイプ」である。原告側の代理人率も相対的に低く、法人が業務としてこれらの事件を行うため、代理人がいなくても遂行することができる事件も多く含まれていると思われる。

「自然人定型タイプ」では、5%以下の水準で統計的に有意な差がみられた事件で、かつ件数の占める割合の高かった事件は、土地・建物登記関係、不当利得返還、債務不存在確認である。逆に少なかった事件は、貸金関係、立替金・求償金関係、契約関係の損害賠償、請負関係である。

「自然人定型タイプ」に該当している割合が多い事件は、「不当利得返還」である。それらはすべて過払金訴訟である。「自然人定型タイプ」の過払金訴訟は、訴額が低く、ほとんど全ての事件の訴額が500万円以下である。「自然人定型タイプ」の過払金訴訟では、原告が自分の権利を徹底的に追求するというよりも、ある種の定型的な処理が行われている可能性があるため、どれほど適切で公正な結果が当事者に提供されているかは注意すべき問題である。また過払金訴訟の減少にともない、将来的には「自然人定型タイプ」も減少すると予測される。

表 17 訴訟のタイプと事件の関係

	貸金 関係	保証 関係	売買 代金 関係	立替金・ 求償金 関係	契約関係の 損害賠償	請負 関係	交通 事故 関係	交通事故 以外の 損害賠償	家賃・ 地代 関係
法人争訟追求タイプ	8.2	* 3.6	** 6.2	* 13.8	** 9.7	** 8.2	5.6	15.4	* 3.1
自然人争訟追求タイプ	6.0	** 0.0	* 0.3	** 0.6	3.7	2.3	** 17.1	** 22.6	0.9
法人業務タイプ	** 13.8	* 2.6	2.4	** 24.7	* 1.4	3.1	** 1.9	** 1.7	1.0
自然人定型タイプ	** 5.1	1.0	0.8	** 0.6	** 0.6	** 0.8	7.7	12.2	1.2

	土地・ 建物の 所有権	土地・ 建物の 明渡し	土地・ 建物 登記関係	相続 関係	不当利得 返還 (過払金を 含む)	労働	債務 不存在 確認	預託金	手形
法人争訟追求タイプ	0.0	** 4.6	3.1	0.0	** 3.1	0.5	2.1	1.0	0.5
自然人争訟追求タイプ	0.6	** 2.6	2.0	** 4.3	** 25.1	** 4.0	0.9	1.4	0.0
法人業務タイプ	0.0	** 39.7	** 0.5	** 0.0	** 1.2	** 0.0	* 0.2	0.5	0.2
自然人定型タイプ	0.8	16.3	** 4.5	1.6	** 34.8	3.0	** 2.6	0.4	0.0

	境界 確定	その他	合計 %	(N)
法人争訟追求タイプ	0.0	** 11.3	100.0	(195)
自然人争訟追求タイプ	0.0	5.7	100.0	(350)
法人業務タイプ	0.0	5.2	100.0	(421)
自然人定型タイプ	0.2	5.7	100.0	(492)

注 アステリスクは、残差分析の結果である：* $p < .05$, ** $p < .01$

■ は、該当部分の回答割合が高い。

■ は、該当部分の回答割合が低い。

V. まとめ

本稿では、2014年終局事件を対象とした訴訟記録調査で得られたデータを基に、その特徴を検討し、次のような知見を得た。

第1に、2004年終局事件と、法人同士の事件を除外した2014年終局事件を比較したところ、両者の全般的な動向には大きな違いは見られなかった。いずれにおいても「土地・建物の明渡し」、「貸金」、「立替金・求償金」、「交通事故以外の損害賠償」が多い。ただし、2014年終局事件では、離婚訴訟が地裁の管轄でなくなったため、調査対象から外されている。また2014年終局事件では、「貸金」が若干減少し、「交通事故」が若干増加し、「過払金訴訟」については大幅に増加していた。

第2に、クラスター分析を用いて訴訟のタイプを類型化した結果、「法人争訟追求タイプ」、「自然人争訟追求タイプ」、「法人業務タイプ」、「自然人定型タイプ」の4つの類型に分類できることが明らかになった。

第3に、訴訟のタイプ分けには、当事者の組合せ、事件の訴額、審理期間、終局の仕方、弁護士の代理人率等の、訴訟に関する客観的なデータを用いた。とくに当事者の組合せ（原告被告が自然人か法人）と、訴額の多寡が、タイプ分けに大きく寄与していた。

第4に、各訴訟のタイプを特徴づける事件類型があることが分かった。たとえば「法人争訟追求タイプ」では契約関係の損害賠償、売買代金関係、請負関係が、「自然人争訟追求タイプ」では、交通事故関係、交通事故以外の損害賠償、相続関係、労働が、「法人業務タイプ」では、立替金・求償金関係と土地・建物の明渡し、そして「自然人定型タイプ」では「不当利得返還」が多い。

以上のように2014年訴訟記録調査の分析結果から、訴訟の当事者が、どのようなプロセスを経て、いかなる結果を得ているかを、ある程度示すことができた。こういった訴訟の特徴に関するデータ分析は、司法政策上、公正で適切な訴訟を遂行するために必要な情報であろう。また、この研究を発展させると、事件名等のデータがなくても、その訴訟がどういった事件なのかを予測するモデルを作ることも可能だと思われる。

ただし、本調査で得られたデータには限りがある。たとえば、取下げ等の訴訟手続に乗らなかった事件が、当事者にとってどのような結果で終局したかは不明である。これは厳密には、訴訟外の問題であるが、司法制度全体を運営していく上では留意する必要がある。

最後に、訴訟記録調査を行う意義について簡単に述べる。確かに、最高裁判所が公表している司法統計年報や『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』も、2014年訴訟記録

調査のいずれも、司法に関する情報を明らかにしているという点では大きな相違はない。しかし、前者の2つは、裁判所の公的統計であるという性質上、訴訟運営に関する実態や課題についての情報に重点を置かざるを得ない。

それに対し、後者の我々が行った2014年訴訟記録調査は、司法に関する情報を同様に提示しながらも、訴訟の当事者に着目し、自然人、法人にかかわらず当事者という「人」がどのように司法の世界に関わっているかという点から情報を分析している。その結果、当事者の観点から、訴訟運営に関する司法政策を提言することができよう。さらに一步踏み込んで言うならば、2014年訴訟記録調査の結果から、訴訟を利用している当事者がどのような政治・経済的状况にあり、訴訟が社会のインフラの中で果たしている役割は何なのかといった、広義の司法政策の課題や必要性を示唆することも可能だと思われる。

本プロジェクトでは、2014年訴訟記録調査で得た情報を基に、訴訟利用者を対象とした社会調査を行っている。両者のデータを接続したデータの分析が期待される。

参考文献

- 飯田高 (2020) 「民事訴訟記録調査の概要」社会科学研究, 71(2), 5-26.
- 小野秀誠 (2018) 「制限超過利息を任意に支払った場合と貸金業法43条」窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ 債権 第8版(別冊ジュリスト No.238)』有斐閣, 114-115.
- 鎌野邦樹 (2013) 「貸金業者に対する過払金返還請求事件判決が民法一般に与える影響—過払金の充当をめぐる判例を中心に—」千葉大学法学論集27(4), 85-119.
- 河合幹雄 (2010) 「日本の訴訟当事者の特性 2004年民事行動調査報告から」ダニエル・H・フット／太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 3-19頁.
- 木下麻奈子 (2010) 「訴訟へのニーズは事件と利用者類型によって異なるのか」菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編『利用者が求める民事訴訟の実践—民事訴訟はどのように評価されているか』日本評論社, 168-185.
- 最高裁判所事務総局 (2015a) 『司法統計年報 1 民事・行政事件編 平成26年度』.
- 最高裁判所事務総局 (2009) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第3回)』(平成21年7月10日公表) http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20507002.pdf (最終アクセス2020年3月2日).
- 最高裁判所事務総局 (2013) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第5回)』(平成25年7月12日公表) <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20524003.pdf> (最終アクセス2020年3月2日).
- 最高裁判所事務総局 (2015b) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第6回)』(平成27年7月10日公表) http://www.courts.go.jp/vcms_lf/hokoku_06_02minji.pdf (最終アクセス2020年3月2日).
- 最高裁判所事務総局 (2019) 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)』(令和元年7月19日公表) http://www.courts.go.jp/vcms_lf/hokoku_08_02minji.pdf (最終アクセス2020年3月2日).
- 佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦 (2006) 『利用者からみた民事訴訟—司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』日本評論社.
- 日本弁護士連合会 (2019) 『弁護士白書 2019年版』.
- フット, ダニエル・H./太田勝造編 (2010) 『裁判経験と訴訟行動(現代日本の紛争処理と民事司法3)』東京大学出版会
- 森裕城 (2007) 「選挙課程の実態把握を目的とする研究について」レヴァイアサン40号, 160-165.
- 民事訴訟制度研究会編 (2007) 『民事訴訟利用者調査 2006年(JLF叢書Vol.13)』商事法務.
- 民事訴訟制度研究会編 (2012) 『民事訴訟利用者調査 2011年(JLF叢書Vol.20)』商事法務.
- 民事訴訟制度研究会編 (2018) 『民事訴訟利用者調査 2016年』商事法務.

判例

最高裁平成 15 年 7 月 18 日 第二小法廷判決（平成 13 年（受）第 1032 号・1033 号 不当利得返還請求事件，民集 57 卷 7 号 895 頁）。

最高裁平成 16 年 2 月 20 日 第二小法廷判決（平成 15（オ）386 不当利得返還請求事件，民集 58 卷 2 号 475 頁）。

最高裁平成 18 年 1 月 13 日 第二小法廷判決（平成 16 年（受）第 1518 号 貸金請求事件，民集 60 卷 1 号 1 頁）。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP16H06321, JP19H01409 の助成を受けたものである。